

## 基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

<b>施策名</b>	(1)いじめや暴力をなくす取組の推進
------------	--------------------

<b>めざす姿</b>
-------------

道徳教育や人権教育の充実、専門人材の積極的な活用によって、子どもたちが主体的にいじめの防止に向けて行動しています。また、心豊かで安全・安心な社会を創るため、社会総がかりでいじめや暴力行為の未然防止の取組が一層進んでいます。

<b>現状と課題</b>
--------------

- ① いじめは、いじめを受けた子どもの心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。このため、平成25(2013)年施行の「いじめ防止対策推進法」や、平成30(2018)年施行の「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめをなくすための取組により注力することが必要です。
- ② 全ての子どもたちが、自らの存在を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で安心した学校生活を送るためには、子どもたち自身がいじめの防止や解決に向けて自らできることを主体的に考え行動する力を育むことが必要です。
- ③ いじめ防止のためには、道徳教育や人権教育の充実や教職員が行ういじめ防止のための授業の実施に加え、専門人材も積極的に活用して、子どもたちの心に響く取組を進めていくことが大切です。さまざまな立場の専門人材を活用して、子どもたちがいじめについて正しく認識し、行動の変化につなげることができるよう、教育活動全体をとおした取組を進めることが必要です。
- ④ いじめは学校だけの問題ではなく、子どもたちに関わる全ての大人の問題でもあります。子どもたちに関わる全ての大人が、学校内外のいじめ防止に取り組み、その取組などを県民の皆さんに積極的に情報発信するなど、社会総がかりでいじめ防止に取り組むことが必要です。
- ⑤ 暴力行為など、子どもたちの行動の背景にはストレスや悩みなど心の問題や、複雑な課題を抱える家庭がある場合があり、心理や福祉等の専門人材を活用し、それぞれの抱える背景や課題に寄り添って指導や支援を行っていく必要があります。また、学校だけでは解決困難な事案が増加しており、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対応することが必要です。

## 主な取組内容

### ① 子どもたちが主体となった取組の推進

- 児童会活動や生徒会活動、学級活動やホームルーム活動などで子どもたちが「いじめとは何か」、「いじめをなくすために一人ひとりができることは何か」などについて、具体的に考え、話し合うなど、子どもたちの主体的な活動を推進することで、いじめの傍観者や同調者にならず、いじめ防止に向けて行動できる力を育みます。
- 安全・安心な学校づくりに向けて、教職員の支援のもと、子どもたち自身がさまざまな考え方があつていいことを受け入れ、理解し合える風土を創り出すことができるよう、学級・ホームルーム経営を通じて、相手の気持ちに寄り添ったり、感謝の気持ちを伝えたりする姿勢を子どもたちが身につけることができる取組を進めます。(再掲)

### ② 学校教育活動全体を通じた取組の推進

- 子どもたちがいじめに関する理解を深め、いじめを自分事として考え議論し、いじめをなくす心情や判断力等を身につけることができるよう、道徳教育や人権教育などをはじめとした学校教育活動全体を通じて、いじめをなくすための取組を推進します。
- 子どもたちが、いじめをなくす行動につながる道徳性を身につけることができるよう、関係機関と連携したいじめ予防プログラムを確立し、小中学校への普及を推進します。(再掲)
- 道徳性を養う道徳科授業の質の向上が図られるよう、小中学校における道徳教育推進教師を対象にした研修会の実施やアドバイザーの派遣、いじめ防止に資する「特別の教科 道徳」の教員用指導補助資料の作成・周知を行います。(再掲)
- インターネットは広く社会全体につながり、実社会と同じように法律で規制されていることを子どもたちにしっかりと理解させ、子どもたちがインターネット上におけるいじめなどの被害者や加害者とならないよう、事例をふまえて開発した教材を活用して、情報モラル教育を進めます。

### ③ 専門人材の活用

- 弁護士が行ういじめ予防授業など、専門人材を積極的に活用したいじめ防止に係る取組を進め、子どもたちが「いじめは人権侵害であること」や「いじめが刑事罰の対象となり得ること」、「周囲の子どもたちの行動がいじめの防止に大きな役割を果たすこと」などについて学び、いじめを許さない心と態度を育成します。

#### ④ 社会総がかりでの取組の推進

- 子どもたちが安心して過ごすことができる環境をつくるため、県内の事業者・団体等をいじめ防止応援サポーターとして登録し、サポーターとの連携のもと、各地域でいじめ防止等の取組を推進します。
- 「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでのいじめ防止等の取組として、いじめ防止強化月間(4月と11月)にピンクシャツ運動<sup>57</sup>を実施するなどの取組を推進します。また、令和4(2022)年度開設の「STOP! いじめ」ポータルサイト<sup>58</sup>等を通じて、学校やいじめ防止応援サポーターの取組、本県にゆかりのある著名人のいじめ防止応援メッセージ等を県民の皆さんに発信するなどして、いじめ防止に向けた気運を醸成し、社会総がかりでいじめ防止の取組を推進します。
- 三重弁護士会や三重県臨床心理士会、警察など、いじめ防止等に関係する機関や団体と連携して、本県の現状をふまえたいじめ防止等の対策を適切に実施するため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ防止等に関する情報の交換および研究に取り組みます。

#### ⑤ 暴力行為への対応

- 警察官経験者や教員経験者等からなる生徒指導特別指導員を各学校に派遣し、暴力行為の未然防止や暴力等により心身に被害を受けた子どもへの支援等に取り組みます。
- 子どもたちが怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないよう、県立学校の生徒指導担当教員等を対象としたアンガーマネジメント<sup>59</sup>に係る研修を行い、各学校での取組につなげます。また、取組事例を市町等教育委員会にも共有します。
- 学校警察連絡協議会等を通じて警察との情報共有や連携強化に取り組みます。また、児童相談所との連絡を密にし、暴力行為の背景にある環境の課題に寄り添って対応を進めます。

<sup>57</sup> 平成19(2007)年にカナダで誕生した「いじめ反対運動」。ピンク色のシャツを着たり、ピンク色の小物を身につけたりすることで、「いじめ反対」の意思を行動で示します。

<sup>58</sup> インターネットの入口または玄関口に相当するWebサイト。

<sup>59</sup> 自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合 ※1	88.5%	100%
小中高等学校における暴力行為の発生件数 ※2	7.6 件 (R4)	6.0件

※1 「いじめについて見聞きしたとき、いじめをなくそうと自分にできることを考え行動しますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 公立小中学校および県立高等学校における児童生徒 1,000 人あたりの暴力行為(対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊)の発生件数(三重県教育委員会調べ)

## 基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

<b>施策名</b>	(2)いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
------------	--------------------------

<b>めざす姿</b>
-------------

教職員が子どもたちのささいな変化を見逃さず、子どもたちとの信頼関係を築き、いつでも学校にいじめを訴えやすい環境が整うことにより、いじめを早期発見し、積極的な認知と早期対応が進み、子どもたちが安全・安心に学校生活を送っています。

<b>現状と課題</b>
--------------

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものとの認識に立ち、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの正確かつ積極的な認知と、早期発見・早期対応が必要です。
- ② インターネット上で行われるいじめの認知件数は増加傾向にあるとともに、匿名性の高さを利用した投稿や、一定時間の経過により自動的に投稿が消去されるサイトの利用など、教職員や保護者等が発見しにくいいじめが増えています。
- ③ 教職員や保護者など、子どもたちにとって身近な大人が、子どものいじめのサインに気づける仕組みや、子どもがいじめを受けていることや周囲にいじめがあることをいつでも学校に伝えられる仕組みが必要です。
- ④ いじめの早期発見のためには、学級担任や部活動顧問など子どもたちに関わるさまざまな立場の教職員が、日常の観察や面談等を通じて子どものいじめのサインを受け止め、学校内で共有することや、家庭と連携し、学校だけでは把握できないサインを共有することが必要です。
- ⑤ いじめの問題は多様化・複雑化し、子どもたちの中には、誰にも相談できずに一人で悩みを抱え込んでいる者もいます。学校はスクールカウンセラー<sup>60</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>61</sup>などの専門人材を積極的に活用して、子どもたちが安心して相談できる体制を整える必要があります。

<sup>60</sup> 子どもたちの心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医のほか、公認心理師、臨床心理士、学校心理士等があり、子どもたちへのカウンセリングや教職員および保護者に対する助言・援助を行います。

<sup>61</sup> 教育機関を活動の場とする福祉事業(ソーシャルワーク)従事者。主に、子どもの立場から、問題解決ができる環境づくりを推進します。

## 主な取組内容

### ① SOSを見逃さない積極的ないじめの認知の推進

- 「いじめ防止対策推進法」が示すいじめの定義を教職員に周知徹底することにより、いじめの正確かつ積極的な認知を進めます。
- 日頃から子どもたちとの信頼関係を構築し、積極的な声掛けや面談等を通じて、子どもたちの表情や言動など、ささいな変化を見逃すことなく、いじめを早期に発見して対応します。

### ② インターネット上のいじめの問題への対応

- インターネット上の誹謗中傷や人権侵害等を早期発見し、インターネット上のいじめから子どもたちを守るために、ネットパトロール<sup>62</sup>の取組を実施します。
- インターネット上の問題は、教職員や保護者等が事態を把握することが難しいことから、不安や悩みを抱えた子どもたちが相談できるよう、日頃から相談窓口を周知したり、教職員や保護者など身近な大人に相談することの大切さを伝えたりすることを通じて、子どもたちがインターネット上のいじめを一人で抱え込むことがないよう取り組みます。

### ③ 子どもたちがいじめを訴えやすい環境づくりの推進

- 各学校で、学期に1回以上のいじめアンケートを実施するとともに、実施方法の工夫と改善に取り組むことにより、子どもたちがいじめを訴えやすい環境を整えます。
- 子どもたちが1人1台端末等を活用して、自らがいじめを受けていることや周囲にいじめがあることを、オンライン上で学校に報告できるようにするなど、子どもたちがいじめを訴えやすい仕組みづくりを進めます。
- 学級やホームルーム、部活動の悩みや不安は、学級担任や部活動顧問などその運営に直接関わる教職員には、相談しにくい場合もあることから、それ以外の教職員や教育相談担当者にも相談できる体制を整えます。
- 「いじめ早期発見のための気づきリスト」を全ての保護者に配付して、いじめ早期発見のための視点を共有し、子どもたちのサインをいち早く把握できるよう取り組みます。

### ④ 専門人材を活用したいじめを訴えやすい環境づくり

- 子どもたちがさまざまな立場の人に安心して相談できるよう、各学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、悩みを抱えた子どもたちを心理や福祉の専門家につなげるなど、「チーム学校」としての相談体制を整備します。

<sup>62</sup> インターネット上にあるWebサイトを巡回し、犯罪などの有害な情報を見つけ出すこと。

- いじめの問題などに悩む子どもたちや保護者を支援するため、専門的な相談ができる「いじめ電話相談」や、子どもたちが気軽に相談できる「子どもSNS相談みえ」など、学校外での相談を引き続き実施します。

#### KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合 ※	小学生 95.9% 中学生 97.7% 高校生 92.3%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%

※ 「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)



## 基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

<b>施策名</b>	<b>(3)いじめに対する迅速・確実な対応の推進</b>
------------	------------------------------

<b>めざす姿</b>
-------------

学校がいじめを発見または情報を得た場合は、いじめを迅速かつ正確に認知し、専門人材も含めて組織的に対応することで、いじめの当事者や周りの者を含む全員が好ましい集団生活を取り戻し、いじめが早期に解消しています。

<b>現状と課題</b>
--------------

- ① いじめやいじめの疑いがある行為を確認した場合は、教職員が一人で問題を抱え込み、「いじめではない」と判断するのではなく、管理職に情報を共有した後、学校いじめ防止委員会を開催して、いじめの認知や今後の対応を協議するなど、組織的に迅速な対応を図ることが必要です。また、いじめの初期対応の遅れから、問題が複雑化・困難化する事案も発生していることから、特に対処が難しくなることが想定される事案については、初期段階から教育委員会への連絡・相談や関係機関と連携した対応が必要です。
- ② 学校がいじめを発見したり、情報を得たりした場合は、いじめられた子どもを徹底して守り通すという姿勢を示すとともに、教育的配慮のもと、いじめた子どもには毅然とした態度で指導することが必要です。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、子どもの人格の成長に主眼を置いた指導を進める必要があります。
- ③ 学校が認知したいじめの解消の判断については、「いじめの防止等のための基本的な方針」をふまえ、いじめられた子どもや保護者の気持ちや考え方に寄り添いながら、組織的に対応し、判断することが必要です。その上で、いじめの解消率を高めていくことが必要です。
- ④ いじめられた子どもやいじめた子どもには、その態様に応じて専門人材を活用することによっていじめの問題の解消に向けて支援することが必要です。

## 主な取組内容

### ① 組織的かつ迅速な対応の推進

- 学校がいじめを発見したり、情報を得たりした場合、原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報を共有し、学校いじめ防止委員会を開催するなど、当面の対応を決定して直ちに取り組みます。
- いじめ問題の対応には、専門人材などによる多角的な視点から対応策を検討することが大切であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材の力を活用しながら解決に向けて取り組みます。
- 学校、市町等教育委員会、県教育委員会が迅速・確実な対応を行うことができるよう、いじめの内容や発生日、認知日、その後の学校における対応状況などをデジタル化して共有する取組を推進します。また、その情報を蓄積して学校や市町等教育委員会と共有することで、いじめ問題の対応をより効果的に進めるとともに、的確な組織的対応につなげます。
- いじめの重大事態<sup>63</sup>については、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「不登校重大事態に係る調査の指針」等に基づき、適切に対応します。また、いじめられた子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たります。

### ② いじめられた子どもやその保護者への支援

- いじめられた子どもを支援する際は、「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意するとともに、いじめられた子どもに寄り添い、安全・安心を感じられるよう支援します。
- いじめられた子どもには、その態様に応じスクールカウンセラーによる心のケアを行うとともに、スクールソーシャルワーカーがいじめられた子どもやいじめた子どもを取り巻く環境を検証し、いじめの問題の解決に向けて支援します。
- 学校がいじめの事実を確認した際は、家庭訪問等を行うなどして、いじめられた子どもの保護者に迅速に事実関係を伝えるとともに、教職員が見守りを行うなどして、いじめられた子どもを徹底して守り抜く姿勢を示します。
- いじめの解消の判断は、いじめに係る行為が止んでいること(3カ月を目安)と、心身に苦痛を感じていないことを、いじめられた子どもと保護者に確認してから行います。

<sup>63</sup> いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定される「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態および「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態。

### ③ いじめた子どもへの指導やその保護者への助言

- いじめた子どもに指導を行う際は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめた子どもが抱える問題や背景にも目を向け、安全・安心、健全な人格の発達に配慮しながら適切な支援を行います。
- いじめた子どもの保護者には、いじめの事実を確認後、迅速に連絡し、理解を得た上で、学校と保護者が連携しながら、いじめの解消に向けた対応を行います。

### ④ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめが起きた集団に属する子どもたちには、いじめを自分事としてとらえさせることが必要であることから、いじめの行為をその場で止めることができなくても、いじめがあることを教職員などの身近な大人に伝えることや、いじめの行為に対して同調する言動は、いじめに加担することにつながることを、子どもたちに理解させます。

### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
いじめの認知件数に対して解消したものの割合 ※1	92.1% (R4)	100%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った学校の割合 ※2	小学校 97.4% 中学校 96.0% 高等学校 95.5% (R4)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%

※1 当該年度のいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件を満たすものの割合(三重県教育委員会調べ)

※2 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組について、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った」と回答した公立小中学校および県立学校の割合(三重県教育委員会調べ)



## 基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

<b>施策名</b>	(4)いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実
------------	------------------------------

### めざす姿

教職員が、研修によりいじめへの対応力が向上し、専門人材などからの支援を受けることによって、子どもたちのささいな変化を見逃すことなく適切に受け止め、いじめの積極的な認知や子どもたち一人ひとりの状況に応じた対応や支援を実践しています。

### 現状と課題

- ① 教職員は、子どもの発するSOSのサインを見逃すことなく的確にとらえ、情報共有のもと、組織的にいじめを認知し、「いじめの防止等のための基本的な方針」や「三重県いじめ防止基本方針」等をふまえ、組織的な対応を強化することが必要です。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題であり、さらにどの子どもも被害者にも、加害者にもなり得る問題であるとの認識に立ち、職員会議や研修会等を通じて、いじめの防止や早期発見、いじめの発生時への迅速な対応などを徹底することが必要です。
- ③ いじめの問題は、ますます多様化・複雑化し、学校だけで問題を解決することが困難となるケースが少なくありません。専門人材を活用して、教職員がいじめの対応に係る相談や指導・助言を受けることができるよう、教職員のサポート体制を構築することが必要です。

### 主な取組内容

- ① **いじめに対する組織的な対応の強化**
  - いじめ問題への対応は、校内いじめ防止委員会が中心となって、学校組織で取り組みます。また、校内いじめ防止委員会の機能を強化し、継続させていくため、構成人数は適切か、子どもの心理や健康状況を共有できる構成となっているか、臨機応変に開催できる状況になっているか、対応方針を決定して実行できているかなど、運用や組織体制について点検し、改善が必要な場合は見直しを行います。
  - いじめの初期段階から学校全体で組織的に対応を進めるため、県立学校の校務にいじめ対策担当を位置づけます。いじめ対策担当は、学校におけるいじめ対応の中核となり、いじめに関する情報の集約や校長・関係教職員への情報共有、校内いじめ防止委員会における具体的な対応についての検討などを行います。

## ② 教職員を対象とする研修の充実

- 教職員のいじめへの対応力を高めるため、具体的なケースに基づいて、子どもたちのささいな変化に気づく力の育成、いじめの構造やいじめの当事者となっている子どもへの対応とその留意点、いじめを生まない学級づくりなどについて学ぶ研修を実施します。

## ③ 専門人材を活用した支援体制の充実

- 教職員がいじめ問題に関わる子どもたちと向き合い、いじめに関わった子どもたちを適切に支援することができるよう、心理や福祉、法律などの専門人材の積極的な活用を推進します。
- いじめを的確に認知し、適切に対応を進めるため、いじめ対策に知見を有するいじめ対策アドバイザーを高等学校に派遣します。いじめ対策アドバイザーは、学校で発生しているいじめや、認知に至っていない事案について、基本的な考え方や効果的な対応に向けた指摘や助言を行います。

### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
いじめの問題について、教職員間で共通理解を図ったり、校内研修会を実施したりした学校の割合 ※	100% (R4)	100%

※ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組について、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った」または「いじめの問題に関する校内研修会を実施した」と回答した公立小中学校および県立学校の割合(三重県教育委員会調べ)